

議案第12号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「第172条」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項第1号及び第61条第1項から第4項までの規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第172条」に改め、同表に次のように加える。

27 船員保険法（昭和14年法律第73号）第144条

28 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第39条

29 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第19条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。